

3. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りする検針票は、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載*5 いたします。補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます。

なお、国におけるモデルケース（ガス使用量 30m³/月、電気使用量 400kWh/月）の場合、2023 年 2 月から 9 月検針分においては、ガス 900 円/月、電気 2,800 円/月の値引きとなり、2023 年 10 月から 2024 年 1 月検針分においては、ガス 450 円/月、電気 1,400 円/月の値引きとなります。

*5：ガスは、「従量料金」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

電気は、「燃料費調整額」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

4. 本事業に関するお問い合わせ先

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」（下記）へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00（年末年始を除く）

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客様が本事業による値引きをお客さまが受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口

野田ガス株式会社 総務部 ☎04-7152-0101

□受付時間 月～土 9:00～17:00（日・祝を除く）

以上